

佐倉市地域職業相談室の設置及び運営に関する規則（平成19年7月31日佐倉市規則第39号）

改正後	改正前
<p>（設置） 第1条（略） 2 相談室は、<u>労働行政担当課</u>の事務室の一部として設置し、その運営は、協定に基づき国と市が共同で行うものとする。</p> <p>（開室時間） 第5条 相談室の開室時間は、<u>午前9時から午後5時まで</u>とする。ただし、市長が必要と認めるときは、その時間を変更することができる。</p>	<p>（設置） 第1条（略） 2 相談室は、<u>産業振興部商工振興課</u>の事務室の一部として設置し、その運営は、協定に基づき国と市が共同で行うものとする。</p> <p>（開室時間） 第5条 相談室の開室時間は、<u>午前8時30分から午後5時まで</u>とする。ただし、市長が必要と認めるときは、その時間を変更することができる。</p>

附 則（令和×年×月×日佐倉市規則第×号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。